

大垣市建築物の耐震改修の促進に関する法律事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第4章（第17条から第21条まで）に規定する建築物の耐震改修の計画の認定（以下「認定」という。）等に関する手続について、法、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 法第17条の規定による計画の認定を申請しようとする者（以下「認定申請者」という。）は、計画の認定申請に先立って、当該建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第2号の規定に該当する木造建築物以外の木造建築物を除く。）の耐震改修の計画に関し、市長に事前に協議するものとする。

2 前項に規定する協議は、耐震改修計画事前協議書（第1号様式）及び次に掲げる図書により行うものとする。

- (1) 省令第28条に規定する図書（構造計算書を除く。）
- (2) 建築物の外観及び屋上又は屋根の写真
- (3) その他市長が必要と認める図書

3 市長は、協議の結果を耐震改修計画事前協議結果通知書（第2号様式）により、認定申請者に通知するものとする。

(評定)

第3条 建築物（木造の建築物又は木造と木造以外の構造との混構造の建築物のうち、建築基準法第6条第1項第2号及び第3号に規定する建築物以外のものを除く。）の計画の認定を申請しようとする者は、認定申請を行う前に、当該計画について社団法人岐阜県建築士事務所協会の耐震診断評定委員会又は市長の認めた専門機関による当該改修計画に対する評定（以下「評定」という。）を受けものとする。

(認定の申請)

第4条 法第17条第1項に規定する認定の申請は、法及び省令に定めのある書類のほか、第2条第3項に規定する耐震改修計画事前協議結果通知書、同条第2項に規定する図書及び前条に規定する評定の評定結果書（以下「評定書」という。）を添付し、市長に提出

するものとする。

2 市長は、認定に係る審査を行うため、必要と認める図書の提出を求めることができるものとする。

(建築主事の同意)

第5条 法第17条第4項(法第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事の同意は、計画の認定同意書(第3号様式)により行うものとする。

(建築主事への通知)

第6条 法第17条第10項(法第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事への通知は、計画の認定通知書(第4号様式)により行うものとする。

(計画変更の協議)

第7条 法第17条第3項の規定による計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、認定に係る計画を変更しようとする場合には、市長に事前に協議するものとする。この場合において、第3条に規定する建築物について、構造上の補強計画を変更する場合にあっては、同条の規定を準用する。

2 前項の変更協議は、耐震改修計画変更事前協議書(第5号様式)により行うものとする。

(計画変更の認定の申請)

第8条 法第18条第1項の規定による計画の変更の認定の申請は、耐震改修計画変更認定申請書(第6号様式)によるものとし、当該申請に係る認定通知書の写し、第4条に規定する図書及び変更部分を示す図書を添付するものとする。ただし、第2条第2項に係る図書及び変更に係る評定書については、市長が添付を要しないと認められたものはこの限りでない。

(申請者への通知)

第9条 市長は、申請のあった計画(計画変更を含む。)を認定しないことを決定したときは、認定できない旨の通知書(第7号様式)により申請者に通知するものとする。

(報告の徴収)

第10条 認定建築物の耐震改修の状況についての法第19条の規定による報告は、耐震改修状況報告書(第8号様式)により行うものとする。

(改善命令)

第11条 法第20条の規定による改善命令は、認定建築物改善命令書(第9号様式)により行うものとする。

(認定の取消し)

第12条 法第21条の規定による計画の認定の取消しは、認定取消通知書(第10号様式)により行うものとする。

(取下届)

第13条 認定事業者が、計画の認定を受ける前に当該認定の申請を取り下げようとする場合は、認定申請取下届(第11号様式)によるものとする。

(取止届)

第14条 認定事業者が、計画の認定を受けた計画(計画変更の認定があったときは、その変更後のもの)に係る建築物(以下「認定建築物」という。)の耐震改修工事を取り止めるときは、耐震改修工事取止届(第12号様式)に計画の認定通知書を添えて、届け出るものとする。

(完了の届出)

第15条 認定事業者は、認定に係る建築物の工事が完了したときは、工事完了届(第13号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る建築物が認定の内容に適合しているかどうかの検査を行い、適切でないと認める場合は、認定事業者に対し、その改善に必要な措置をとるよう求めるものとする。

(書類の提出部数)

第16条 この要綱により市長に提出する図書は、省令に定めがあるものを除き、第8条に規定する変更認定申請にあつては正本1部及び副本1部、その他の書類にあつては正本1部とする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。(平成19年3月1日制定)

附 則

この要綱は、令和3年3月8日から施行する。